

# フィルターソフトを用いた公立図書館による

## 「わいせつ物」インターネット利用規制の合憲性

——ルーデューン判決の評価——

前田 稔

### 第1章 はじめに

現在、インターネットの発展には目覚ましいものがあり、一方において、このことが新しい法律問題を生んでいるのが現状である。その一つは、インターネット上のポルノや青少年に有害なデータを規制できるかどうかという問題である。憲法上、言論の自由や表現の自由などの精神的自由権は、無制約の権利であると考えられているのであるが、大学や公立図書館は規制を行っている。本稿は、このような規制が許されるものであるかどうかを検討し、規制のあり方について提言をするものである。この問題を検討するために、メイnstree

ム・ルーデューン<sup>1)</sup>対ルーデューン公立図書館理事会判決に注目することしよう。

この判決は一九九八年一月二三日にヴァージニア州連邦地方裁判所が下した判決である。この事件で争われたのは、ヴァージニア州の公立図書館がボリス（図書館利用規則）の中でポルノ、わいせつ物など青少年に有害なデータの表示を妨害するフィルターソフト<sup>2)</sup>を導入したことが第一修正の言論の自由を侵害するものであるかどうかである。結論としては、このソフトウェアの導入を違憲と判決したが、判決の中で論点となっているのは、(一)フィルター技術、(二)図書館の裁量、(三)違憲審査基準である。本稿では、この順序に従って、一つ一つ論点を再検討する。

## 第2章 事件の概要

一九九七年一〇月二〇日、被告であるルーデューン公立図書館理事会は「インターネット・セクシャル・ハラスメントポリシー」を議決した。ポリシーでは大略次の内容を規定していた。ボルノを提供すると、図書館が読書や学問の場からセクシャルハラスメントの場へと変化してしまい、利用者や職員への性的敵対環境が生成されるといふ。公共施設利用の平等が害され、不法な性差別となる。歴史的に、図書館は書籍、雑誌、ビデオのいずれにおいてもボルノを所蔵したことはなく、これはインターネットの場合でも同様である。そこで次のように定めた。(一) 電子メール・チャット(談笑)・

ボルノを図書館は利用者に提供しない。(二) 違法・性的敵対環境生成・非行を助長するデータ、すなわち、(a) 幼児ボルノとわいせつなデータ(ハードコアボルノ)、(b) ヴァジニア法および先例により青少年に有害であると思われるデータ(ソフトコアボルノ)、の表示を妨げる手段として図書館内の全てのコンピュータにフィルターソフトを導入しなければならぬ。(三) フィルターソフトを迂回する意欲を失わせ、また、性的敵対環境生成を防ぐため、コンピュータを図書館職員の近くに設置するか、あるいは図書館職員から

完全に見渡せる場所に設置しなければならない。(四) 利用者がボルノを閲覧(access)することは許されないが、仮にボルノを閲覧する者があり、さらにその者が警告に従わない場合は、警察・親を呼ぶことができる。(五) フィルターソフトの不完全性を補う必要があるため、一八歳未満の者は両親によるインターネット閲覧許可証を必要とする。

ポリシーを実施するために、図書館理事会は市販のフィルターソフトを選択することになった。図書館理事會が購入したのはログ・オン・データ社製のX-Stopであり、図書館内の全てのコンピュータに導入された。X-Stopがいかなる方法でサイトを妨げるかについてはログ・オン・データ社の企業秘密とされる一方、過剰な閲覧妨害をしようとする点、他のフィルターソフトと同様である。

そのため、閲覧妨害の部分的解除を利用者が申請することを許す運用を行った。すなわち、不適切な妨害であると利用者が思ふ場合は、名前、ホームページ名、閲覧を要望する理由について書面で記載し提出することになる。職員はそのホームページを再検討し、妨害が妥当でないと判断した場合、は手動で妨害を解除する。判決以前に妨害解除要請が否認されたことはなく、すべてが承認されている。ただし、要望処理の時間制限は存在せず、結果告知手続きも存在しない。

図書館理事會の議決したポリシー及びポリシーの運用に対

し、第一修正で規定する言論の自由を侵害することを理由に、自由擁護団体であるメインストリーム・ルーデューン、及びメインストリーム・ルーデューンに属して、ルーデューン公立図書館の利用者である一〇人の個人が、違憲の確認等エクイティ上の救済、訴訟・弁護士費用を求めた。ルーデューン公立図書館理事会の委員である五人の個人及びルーデューン公立図書館長であるダグラスヘンダーソンが被告である。

原告が主張したのは、ポリシーにはデータの受領を妨げるか否かについて明白な基準が存在せず、憲法上保護されているデータの受領を違憲に抑止する点である。許容限度を越えた、内容を基準とした区別による違憲な事前抑制によりポリシーは書面上及び適用上も違憲であると主張した。

被告である図書館理事会は、公立図書館は利用者への提供範囲を制限する絶対的権利を有し、このため、インターネット閲覧へのいかなる制限も第一修正と無関係であると主張した。その理由として、(一) 訴訟参加人は、訴訟適格を有しない。(二) ポリシーは、第一修正と無関係であり、適法である。(三) ポリシーはやむにやまれぬ政府利益を達成する最も非制限的な手段である。(四) 図書館は、この訴訟から法令により免責される、と応答した。

公開審判 (trial) に先立ち、申立 (motion) に対する決定がなされた。原告・被告の双方が提起した正式事実審理を

経ないでされる略式判決 (summary judgment) を求める申立は認められたものの、被告による訴えの却下の申立 (motion to dismiss) は認められなかった。決定では、フィルター使用ポリシーを制定した公立図書館理事会の裁量に憲法第一修正の制約が及ぶことを明らかにし、裁量の範囲については、学校図書館と異なり、広い裁量を有しないとされた。

この決定を踏まえ、その後の略式判決では原告の主張を認め、図書館理事会の定めたポリシーは憲法第一修正が定める言論の自由の保障に反し、違憲であるとした。判決では、ポリシーの内容の中立性を否定し、内容を基準とした規制として厳格な違憲審査基準を採用した。また、いったん表現活動の場として国家が提供した以上、厳格な審査基準は緩められな

いと、いわゆる制限パブリックフォーラム論により解した。被告の主張する利益はやむにやまれぬ利益であるものの、フィルターソフトは利益達成に必要ではなく、規制が必要最小限度でもないため、厳格な審査基準を通過せず、さらに、言論への事前抑制として表現への萎縮効果を有し違憲であるとした。

なお、判決の後、ルーデューン公立図書館は、最初に一週間インターネット閲覧を停止し、感情的対立を伴う公聴会の後、一月一日、理事会は新しいポリシーを議決した。新ポリシーでは、図書館の役割として可能な限り広く情報を提供

することをあげ、インターネット提供においてもあらゆる多面的な見解や表現を提供するとした。そして、インターネットは世界中の情報と人を制限なしに結びつけるメディアであり、ときには、わいせつ情報や未成年者に有害な情報も流通するものの、図書館はインターネット上の情報を制限したり監視したりすることはできないと新ポリシーは述べている。

そして、次のことを具体的に定めた。(一) ルーデューン公立図書館はインターネットを提供する。電子メール・電子掲示板 (usenet newsgroups) ・チャットは提供しない。(二) フィルターについては、フィルター (filtered) 形態と非フィルター (unfiltered) 形態を用意する。フィルターはわいせつ画面、未成年者に有害な画面、の表示を妨げるために用いられる。ただし、決して完全ではなく、妨げるべき内容を妨げず、妨げてはならない内容を妨げることが多々ある。(三) すべての端末にプライバシースクリーン<sup>10)</sup>を装着する。(四) フィルター形態による閲覧を許可するかは利用者が自ら決定する。未成年者の場合、親・保護者がインターネット閲覧の可否およびフィルター強制の有無を決定する。

以上の新ポリシーを定めた後、図書館理事会は、結局、一九九九年四月一九日に七対二で上訴を否決し、裁判は終結した。<sup>11)</sup>

### 第3章 フィルター技術

#### 第1節 フィルター技術の意義

ここでは、ルーデューン裁判から少々離れ、その前提となるフィルター技術について説明する。フィルターソフトというのは、インターネット上に流れる情報を濾過するソフトウェアであり、あらかじめ定められ、組み込まれた条件に従い、情報の通過・妨害を制御する。<sup>12)</sup>つまり、ポルノホームページの閲覧をできなくしてしまう。たとえば、利用者が画面上のリンクをマウスクリックするか `http://○○○` と所在場所を直接にキー入力しても、その要求は拒絶される。しかし、インターネットは自由であることこそ存在意義があり、情報流通の自由を最大限に保障するためにも、インターネット上の情報流通は完全に自由であるべきだとする立場に仮に立脚するならば、フィルターソフトは情報流通を妨げるが故に自由に対する脅威となろう。

もつとも、フィルターソフトがもたらす法的諸問題は、より具体的なものである。目的達成手段として合理的・適合的な手段とはいいかねる技術である点こそが、問題の核心を構成する。妨げるべき情報を妨げず、通過させるべき情報を妨

害してしまう。たとえば、あるソフトは“preast”（乳房）という単語が含まれるホームページをすべて自動的に拒絶する<sup>13</sup>。確かに、わいせつなホームページにしばしば登場する単語であるものの、ホームページにこの単語が含まれていることを理由にわいせつ決定を行うのは早急すぎる。なぜなら、“preast cancer”（乳がん）という文脈であってもフィルターが動作してしまうからである。“sex”という単語については、性交や性器と無関係に、単なる性別を意味する場合をも妨げ、のみならず、“sexton”（教会の使用人）や“Mars exploration”（火星探索）といったページでさえも含まれる。NASAの火星探索に関するホームページがわいせつでないことは明らかである。この反面、事前に組み込まれた単語を含まぬ限り、いかに内容がわいせつであったとしても妨げることはできない。また、単語を含まぬ画像・音声情報には無力である。

このような、妨げるべき情報を妨げず、通過させるべき情報を妨害してしまうという性質を起点に、興味深い法的諸問題が多く存在する。この法的諸問題の一端が初めて明らかとなったのがルーデューン裁判であった。

フィルターを行う主体には親権者、教師、管理権者が考えられ、家庭、学校、企業、図書館、公共施設、プロバイダなど、フィルター設置者とコンピュータ利用者が分離する場所に設置される。

フィルター対象は違法情報と非違法情報に分けられる。違法情報はわいせつ情報のように情報内容自体が違法な場合と、詐欺などの犯罪手段として用いられる情報に分類でき、非違法情報には、青少年への有害情報とコンピュータ設置の目的にふさわしくない情報に分類できる。

インターネット上のデータをフィルターする方式は（一）データベース方式、（二）キーワード方式、（三）セルフレイティング（自己評価）方式の三つの方式に分類できる。（二）の方式は、対象となるホームページの所在場所をデータベースに予め蓄積する方式である。開発会社が人間の目視によってデータベースを構築する。指定されたページ以外は原則的に情報通過を許容するブラックリスト方式と、指定したページのみを通過させ、原則的に情報を通過させないホワイトリスト方式がある<sup>14</sup>。例外的な場合のみ情報を妨害するブラックリスト方式に対して、原則的に情報を妨害するホワイトリスト方式は、情報通過の量・幅からすると、より制限的である。しかし、実際に法的問題として議論の価値があるのはブラックリスト方式である。

ホームページを事前に閲覧し格付けを行う者としては、発信者、第三者、受信コンピュータ管理者、受信者、公的機関、プロバイダが考えられる。なお、法律によりプロバイダに格付け義務を課すことで、内容中立規制とすべきだとする見解

もある。<sup>(18)</sup>

インターネット標準化団体である W3C (World Wide Web Consortium) は、格付け情報形式と通信方式の標準化を行うため、技術標準 PICS (Platform for Internet Content Selection) を開発した。<sup>(19)</sup> また、格付け基準として代表的なのは、BSACI (Recreational Software Advisory Council) によるインターネット上の格付け基準<sup>(20)</sup>がある。BSACIでは、暴力、ヌード、セックス、言葉のカテゴリがあり、各カテゴリに関して0から4までの値で格付けできるようになっている。<sup>(21)</sup> BSACI以外にも多くの基準がある。

(二)のキーワード方式は前述した方式であり、ホームページに含まれる“breast”や“sex”などの言葉に反応して自動的に妨害対象か否かを判断する方式である。事前の格付けが不要であり、チャットや電子掲示板などの、刻々と変化する情報にも対応できる。データベースのように格付けデータベースからアクセスのたびに格付け情報を引き出すことは不要であり、データベース維持のコストも不要である。

(三)のセルフレイティング方式は、情報発信者が自己規制を行う方式であり、ホームページの中に不可視文字で規制情報を埋め込む。このため、埋め込みレイティング方式 (embedded rating system) とも呼ばれる。フィルターソフトはこの規制情報と設置者の規制指令を比較して妨害制御を行

う。少なくとも、表現者にとつての過大な妨害、過小な妨害が引き起こされず、また、第三者により意に反する格付けされる恐れもない。セルフレイティングを強制する法律が仮に存在したとしても、表現内容を直接国家が審査することを回避でき、内容中立的な規制となるため、<sup>(22)</sup> 違憲審査基準が厳格に設定されずに済むと主張する見解もある。<sup>(23)</sup>

## 第2節 情報の流れからみたフィルターの必要性

インターネットは網の目のごとく張り巡らされたコンピュータ間の接続である。インターネット上の情報は、発信者から受信者まで到達する間に、様々なコンピュータを経由する。情報流通構造を五段階に分けると、(一)発信者による発信、(二)インターネット網入口への到達、(三)インターネット網内での伝達、(四)インターネット網出口への到達、(五)受信者による受信、の五段階に分けられる。フィルターは(四)の段階での情報抑止である。フィルターが使用される背景には以下に述べる他段階の情報抑制に内在する欠点を補う意味がある。

わいせつ情報発信に対して刑罰を科する場合は、(一)の段階での抑止である。事後の規制であるため、言論の自由の侵害程度が事前規制よりも少ない。ただし、国境外であるた

めに規範適用が不可能な場所からの発信を抑制できない。また、受信者の特性に応じた情報抑制、たとえば、少年に有害な情報のみを抑制は行い難い。連邦通信法が青少年保護のために下品な通信を禁止したことについて連邦最高裁判所が違憲判決（リノ判決）を下したことは記憶に新しい。リノ判決では、「フィルター」という用語を直接使用はしなかったものの、両親が子供を有害な情報から遠ざける効果的な手法が登場すれば、連邦通信法よりも萎縮効果が少ないとした。

発信者・プロバイダ間の契約を基礎とした利用停止処分や除名処分による民事的抑制は(二)の段階の抑制である。もともと、プロバイダには情報検査義務がなく、自主的努力に任される。連邦通信法はプロバイダの免責条項を設け、プロバイダの義務を軽減している。また、制限の緩慢な他のプロバイダの利用に切り替えるのは容易である。

なお、(三)の段階での情報抑制は困難である。インターネット網内でいかなる経路で情報が伝達されるかは事前に覚知し難い。仮に事前に判明し、経路を遮断したとしても、インターネット網内では、ルーターコンピュータによる動的経路設定が行われ、ある経路が遮断されると、迂回経路が自動的に設定される。これは、インターネットが国防省のアーバンネットと呼ばれる軍事ネットワークを起源としており、万が一核戦争が起き、コンピュータネットワークが一部遮断され

ても、動的な迂回により確実に情報が届くよう設計されているからである。ただし、例外として、独立したインターネット網同士が結合する場合、結合点での情報抑制が可能となる。たとえば、中華人民共和国では、海外と情報を交換するすべてのコンピュータが必ず政府のコンピュータを一旦は通過しなくてはならない。

図書館利用者へ警告を与え、閲覧行為自体を規制する場合は、(五)の段階の情報抑制である。情報が一旦は受領される点、および、受領事実の覚知が容易でない点が欠点としてあげられる。

### 第3節 フィルター技術の問題点

以上、情報抑制の各段階における様々な弊害という観点から、(四)の段階におけるフィルタリングの必要性を述べた。もともと、フィルタリングには数々の問題点がある。キーワード形式の問題点は前述したので、ここでは、データベース方式の問題点について指摘する。

インターネット空間は広大であり、実在するすべてのホームページを格付け業者が閲覧することは不可能である。また、単一の団体がすべてを管理する中央集権的システムであれば、場所情報を一括入手しうるものの、インターネットで

は情報サーバーごとに場所情報を管理する分権型の構造をとっている。セキュリティの都合上、多くの場合サーバー内の場所情報は非公開であるため、あらかじめ特定の場所情報を入力するか、リンクを元に場所情報を入力するしかない。すなわち、限られた人的資源を利用し、効率よくホームページの格付けを行うためには、なんらかの端緒、つまり、きっかけが必要である。このため、サーチエンジン・雑誌記事・第三者による通報などを起点としてリンクをたどり、格付けを行うべきホームページを発見する。また、自動的にインターネット空間を探索する専用エージェントソフトウェアを作成・利用し、効率を向上させる場合もある。

しかし、このようになんらかの端緒を起点とした範囲のみで閲覧することしかできない以上、格付けリストが本来必要とするすべての情報を網羅することは困難を極める。また、格付け作業者の理解できる言語に依存する。英語圏を超え、全世界にインターネットが広がる現状を追いきれない。さらに、インターネット上での会話であるチャットやデータベース上の問い合わせにより、リアルタイムで情報送受信を行う場合は、予め情報内容を把握することができない。あるホームページにおけるチャットやデータベース問い合わせを一切禁止するか、完全に許容するか二者択一になり、情報内容に合わせた制限はできない。

表現の自由をより強く保障するためには、必要最小限の範囲で格付けを行う必要がある。そこで、ブロックすべき対象を可能な限りの確に狭めるためには、格付け作業者がサイトに含まれるすべてのページを閲覧し、ページ毎に個別に格付けを行うのが理想的である。しかし、実際にすべてのページを閲覧するには時間も手間もかかる上、サイト内のページ構成が一定しない場合も多く、ホームページ全部を妨害する可能性が大きい。この問題は、不適当な内容を含む書籍がある場合、本を捨てるべきか、一ページを切り取るべきかという問題と類似する。

ホームページによってはパスワードを要求するものがあり、たとえ多くの人を知っているパスワードであったとしても、何らかのルートでパスワードを入力できない限り格付け作業者が内容を確認できない場合もある。有償パスワードの場合は、パスワード入手に必要な予算がなければ、やはり内容を確認できない。このような、パスワード付きページは内容が確認できない以上、格付けリストから漏れる可能性が大きい。もつとも、それ以上に、格付け作業者が内容を実際に確認せずに、格付けを行う危険を指摘できる。

格付けリストを適正に登録できたとしても、発信者が情報の格納場所である URL を変更すれば格付けは無意味になる。URL の変更はファイル・ディレクトリ名の変更、内容



の転送など、サーバーへの一指令でなしうる上、変更後のURLを簡便に把握するしくみが存在しない。また、社会認知度の高い単語を含む場合には、いったん使われなくなったURLを別人が別内容のために再利用することもある。この場合、格付け対象となる内容を全く含まないとしてもブロックされてしまう。自己申告なき限り格付けリストからの登録抹消がなされないとすれば、問題が大きい。

公的機関において、公開、適正な手続の下、格付けを行うことも考えられる。しかし、違法情報はともかく、有害情報について国家が指定することが適当かという問題がある。また、国家が認定したリストを公開するということは、有害情報目当ての者にとっては、手間が省け、かえって、有害情報の頒布を進める結果となる恐れもある。

データベース方式・キーワード方式の両者ともに該当する問題点として、フィルターソフトが私企業により作成された場合の問題を指摘できる。すなわち、格付けリスト作成者が法律上の定義・基準と関係なく格付けを行う恐れがある。私企業の従業員が格付けを行うため、当然許容されるようにも一見思える。しかし、フィルターソフトを家庭内で行う場合と異なり、公共図書館という国家機関が行う場合は大きな問題となる。

わいせつ表現の場合に当てはめて考えてみよう。わいせつ

フィルターソフトを用いた公立図書館による「わいせつ物」インターネット利用規制の合憲性(前田) 一三九

表現は憲法第一修正では保護されない。もつとも、いかなる場合がわいせつに該当するか否かについては素直に導かれるとはいい難い。すなわち、目の前にあるのが机であれば、「椅子」と見間違ふことはなく、ほとんどの人はこれが「机」であると判断するであろう。過去・未来、あるいは国を問わず、同様な判断がなされる。しかし、わいせつか否かの判断は人によって異なり、時代や国によっても異なる。わいせつ概念を画するためには規範的な価値判断を加えることが不可避であり、社会通念を基礎にその規範ルールを法的に解釈するのは、最終的には裁判所の役割である。つまり、机や椅子と異なり、わいせつ概念は法的要素を含有しており、情報のわいせつ性判断は、法的判断である。

したがって、格付けリスト作成者が法的なわいせつ判断を考慮せずにリストを作成すること、および、そのリストを国家機関に属する公共図書館が使用することには問題がある。リスト作成者がわいせつだと感じたとしても、法的にはわいせつでない場合は、憲法上保護されている言論への妨害となる。本来自由に行えるはずの行為を国家により禁止される。このことは、わいせつに限定されず、未成年への有害性の判断など、価値的判断全般にあてはまる。

さらに、私企業における格付けリストは多くの場合非公開であり、企業秘密とされる点も大きな問題となる。ソフトウェ

ア企業にとつて、すでに作成済みのリストをもとにブロックプログラムを作成することは、さほど複雑ではない。これに対して、無数のホームページから人的作業により格付けリストを作成するコストは莫大である。つまり、フィルタリングソフトウェアの経済的価値の大部分は格付けリストの情報価値が占める。格付けリストはデジタルデータであり複製が容易であるため、秘密の管理は嚴重となる。

しかし、非公開では格付けリストに対して広く社会から批判を受けることができない。格付けリスト作成者が法的な判断を行っていないのであれば、リスト妥当性に対する社会からのチェックはなおさら必要である。憲法上保障される自由が正当に確保されているか否かの検証は、具体的に情報が妨げられた後、事後的に行うほかない。

このことは、表現行為に対する事前抑制の観点からみると、情報発信者(ホームページ作成者など)にとつてはさらに重大な問題となる。表現の自由は民主政の過程に直接的影響を及ぼすため、他の自由よりも優越的な地位を有するとされ、自由の範囲を最大限に確保することが要請される。もし、不明確な規制により事前の告知機能を欠く場合は、国民は境界判断ができない以上、確実に安全な範囲に表現行為が萎縮してしまい、本来自由な範囲への事実上の侵害となる。

発信者からすると、自分のホームページがどこで妨害され

ているか覚知しようがない上、仮に妨害の事実を知り、また、妨害原因を除去したとしても、自動的にリストから削除されるわけではなく、ソフトウェア会社への自発的な要請が必要となる。格付けリストが法的な判断を反映しておらず、規制範囲が不明確であり、しかも、リストが非公開である以上、情報発信者、すなわち、フィルタリングによる妨害を事前に回避したい者は、実際にブロックされる範囲よりも安全確実な範囲で情報を発信するほかない。表現の自由の領域を最大限確保するという理念と抵触するおそれがある。

さらに、ブロックするサイトの決定が多分に政治的である点が問題とされる。ルーデューン裁判では、「安全なセックス」、「同性愛を受け入れる」、「女性が定職を持つ」、「検閲を非難する」、「性転換」ホームページ、さらには、X-Stop 自体を非難するホームページが妨害された。一方で、「純潔教育」、「異性愛」、「家庭に入る女性」等の既存の主流となる価値や主張は妨害されていない。

図書館によつては不服申立を受け付け、審査したのち妨害解除を行う。確かに、欠点を補う側面は否定できないが、わいせつ性の有無などの境界事例では自己申告を期待するのは難しい。匿名制・回答期限の明示・拒否の場合の具体的理由明示など、手続きの適正にも配慮が必要である。もつとも、本来自由である受信行為に一定の負担を課する点は否定でき

ず、また、情報発信者への事前抑制を治癒するものでもない。

なお、セルフレイティング方式は、自主規制であるため、表現行為に対する萎縮効果が少ないとされる。しかしながら、発信者にはセルフレイティングを行う法的義務が存在しないため、インセンティブをいかに確保するかが問題となる。また、営利サイトでは、緩めの基準で自らを格付けする傾向があり、実効性に疑問があるとされる。

## 第4章 図書館の裁量

### 第1節 自由裁量の有無

これまで裁判から離れ、フィルターソフトの意義について述べてきたが、これを前提に、ルーデューン裁判における決定・判決に踏み込んで検討することにした。ここでは、判決に先立つ決定について言及する。異議申し立てに対する第一修正についての決定において、プリンケマ裁判官は最初に図書館の自由裁量の有無を問題とした。図書館理事会は図書館システムの管理・監督・規則制定についての権限を有している<sup>31</sup>。この権限が全くの自由裁量であるならば、ポリシーの違憲性を論じる余地は存在しないからである。

連邦最高裁判所ピコ判決<sup>32</sup>はルーデューン裁判と類似の側面をもつ先例である。ピコ裁判では、教育委員会が裁量にもとづいて公立高校・中学校図書館から図書を除去する場合、この裁量の行使に第一修正の制約が及ぶか否かが争われ、ブレナン裁判官の相対多数意見 (plurality opinion)<sup>33</sup> はこれを肯定した。すなわち、情報受領権は表現の権利に本来的に付随するのであり、州が本来利用可能な知識領域を縮減することは禁止される。そして、学校図書館は自由で独立的な調査の場であると位置付けられる。なにごとに正当な政治・国家主義・宗教であるか定めることとなるため、教育委員会のなす書籍除去は制限されるとした。

ピコ裁判とルーデューン裁判は両者とも図書館における第一修正の権利を争う点は同一である。しかし、書籍貸出とインターネット提供では形態が全く異なる。紙媒体である書籍を図書館が購入し、利用者に貸し出すという図書館の基本的な形態をインターネットとはとらない。仮に、本来インターネット提供は図書館の業務に含まれるものではなく、政策的に新たに業務に加わったもの、すなわち、インターネット提供は従来型サービスとの連続性を欠く新規の独立した業務であるとすれば、ピコ裁判の射程は及びにくい。これに対し、現実に図書館業務の一環として行われている点、あるいは、自由で独立的な調査の場である図書館の役割とインター

ネットの提供との親和性を重視するならば、従来の書籍貸出の延長線上に位置付けられる。また、図書館でなければインターネット閲覧ができない一部の経済的弱者にとつての公立図書館の重要性は、書籍とインターネットで異なるものではない。拒否された情報を他の場所で手に入れられるのであれば、政府の行為により思想が締め出されたことにはならないが、この事情に弱者は該当しないからである。

仮に書籍貸出という従来型サービスの延長線上でとらえたとしても、図書の除去とは図書の購入（取得）の決定をくつがえすことであり、購入の際の配慮とは異なる点がピコ判決に大きく影響していると考えられる。もちろん、書籍購入についても偏局的な購入姿勢が問題となることもある。しかし、図書館独自の判断がいったん下され購入された書籍を、他からの政治的介入により除去する場合はより強く除去の理由、つまり図書館外の何が図書館の判断に影響を与えたかが問われる。図書の購入と除去とでは質的に異なり、図書購入の事例に除去事例であるピコ判決の射程を及ぼすのは困難である。そこで、ルーデューン裁判ではフィルターと同視しうるのは、図書の購入かあるいは図書の除去かが争われた。原告は連邦最高裁判所リノ判決を引用し、インターネットは統合化された単一的なシステムであると主張し、インターネットは一つは一組の百科事典と類似していると指摘した。つまり、購

入した百科事典中の不適当なページを破り捨てる行為とフィルターを同視した。

これに対し、被告はインターネットを巨大な図書館間相互貸出システムにたとえ、許可されたデータのみ閲覧を限定することは、蔵書から図書を排除することよりも、そのような文献を図書館が取得しない決定であるとした。なお、ルーデューン裁判についての論評のなかには、異なる理論構成で、同様の結論とする見解もある。リノ判決において、インターネットが「常に発展し、正確に分類することは難しい」<sup>(25)</sup>動的なメディアであるとした点に着目している。この動的性格について静的なメディアである書籍でたとえるなら、アクセスのたびに内容の異なる新たな書籍を購入するのと同じである。書籍を何度も読み返すことは異質であり、これを図書館に於てはめると、インターネットアクセスは図書購入と同視され、フィルターリングは書籍排除ではない。

ルーデューン決定では原告の主張を受け入れた。インターネットを導入することで、利用者はすべての情報を閲覧することが可能となり、利用者がその内容を見るために追加の費用も、場所も必要ではなく、むしろ、閲覧を制限するために費用が必要であったとした。インターネットは百科事典と類似し、図書館理事会のポリシーは除去決定の性質を帯び、ピコ相対多数意見の射程範囲内であると結論づけた。したがって、

図書館理事会の裁量行使に第一修正の制約が及ぶことが明らかとなった。

ただし、ルーデューン決定に対しては、プロバイダ段階でフィルタリングを行っている場合、つまり、フィルター済みインターネットサービスを図書館が導入する場合に無理が生ずるとの批判をなしうる。確かに、図書館内のコンピュータにフィルターソフトを導入する場合は、図書館がいったん購入したサービスをあえて自ら制限していることになり、図書の除去と類似する。これに対し、プロバイダのコンピュータにフィルターソフトが導入されており、図書館はすでに一部の情報が欠落しているインターネットサービスを購入するのであれば、図書の除去を行ったというよりもむしろ、複数の百科事典から一つを選択したにすぎないといえ、図書館に広い裁量が認められることにつながる。その場合は、インターネットはフィルターされていないことが常態である点を強調するか、プロバイダのフィルター行為を図書館の行為と同視するかの対応が必要となろう。また、図書館の裁量をより具体的に分析するべきである。情報内容を個別具体的に判断することまで図書館に求められているのか否か、それとも、一定限度の委託も許容されているのかについて、従来の図書館サービスとの対比をすることとなる。

## 第2節 裁量の範囲

ピコ判決において相対多数意見は、前述で述べたように、教育委員会の裁量行使に第一修正の制約が及ぶとした。もともと、同時に範囲については、教育委員会に比較的広い裁量を認めた。単に本のなかの思想が嫌悪されるという理由だけで本を除去することはできず、また、なかが政治・ナショナリズム・宗教・他の見解上の問題において正当であるか定めるために書籍を除去してはならないとした。政治的かつ党派的なやり方 (*partisan or political manner*) で狭く裁量は行使されてはならないとする相対多数意見準則の射程範囲内であるとすれば、ルーデューン裁判においても図書館理事会の裁量を広く認めることとなる。

しかし、ルーデューン決定では、ピコ判決が公立学校の役割と学校図書館とを密接に関連づけている点に着目した。学校図書館は教育的な使命を有するのに対し、成人の図書館利用者はずで、市民として行動するために必要な根本価値を身につけていると想定され、高校の授業科目というよりもむしろ個人的な関心を追求するために図書館に来るのである。

また、インターネットの特殊性からも広い裁量を正当化し

ない。すなわち、書籍の場合、予算上の制約により多くの書籍のなかからいくつかを選ぶことを余儀なくされるのに対し、ほとんど全てのインターネット出版物は単一価格で入手可能である。本棚のスペースを占領することも、維持管理をすることも必要ではなく、フィルターを行えばむしろ大きな経費がかかる。このことからすると、広い裁量を認める前提が欠けるのである。

こうして、ルーデューン決定では図書館の広い裁量を認めなかった。そして、裁判の争点は違憲審査基準へと絞られ、以下の略式判決へと続く。

## 第5章 違憲審査基準

### 第1節 第一修正の権利

第一修正は、議会が言論の自由を制限する法を制定することを禁じている<sup>36</sup>。また、第一修正は、発言の自由とともに、情報受領の自由も保障している<sup>37</sup>。インターネットを媒体とした通信にも第一修正の権利が及ぶことは、リノ判決により確認されている。

保護されない言論に対して政府は完全な禁止をなすことができる。たとえば、違法行為の推奨<sup>38</sup>、幼児ポルノ<sup>39</sup>、攻撃的言

論<sup>40</sup>がその例である。そして、わいせつ表現もまた、憲法上保護を受けない<sup>41</sup>。保護を受けられない以上、わいせつ表現を遮断するためにフィルターを導入することは権利侵害とならぬと一見思える。しかしながら、フィルターで問題となるのは、判断対象ではなく判断基準・方法である。保護される言論までも妨害する可能性こそが権利侵害を構成する。

言論<sup>42</sup>が憲法上保護される場合、政府の言論制限は二つに分けられる。内容を基準とした制限と内容中立の制限である。内容を基準とした制限は、文面上、政府の行為が思想や情報に向けている場合、すなわち、表現の伝達効果に向けられる制限である。たとえ文面上は中立でも、コントロールしたり罰したりするために、憲法上保護されている言論を差別する場合もやはり内容を基準とした制限である。内容を基準とした制限は厳格な審査を受ける。やむにやまれぬ政府利益の存在と、目的達成のための厳格な手段性が必要である<sup>43</sup>。内容中立の制限は政府の制限が「情報伝達とは異なる効果」(noncommunicative impact)に向けられている場合である。「時・場所・方法の制限」とも呼ばれるが、あくまでも内容中立であることが前提とされる。制限が伝達内容や伝達効果から独立しており、情報や思想の流れが間接的に縮小される場合であり、厳格な審査は適用されない。

公立図書館内でのフィルターが、単に図書館という「場所」

においてインターネット閲覧を制限する以上のものではないのであれば、場所を制限する内容中立規制であるともいえるため、いずれのカテゴリの制限であるかについて、ルーデューン裁判で争われた。被告が援用したのは連邦最高裁判所レントン判決である。住宅街や教会、その他の施設から一〇〇〇フィート以内に成人向け映画館をつくることを禁ずる条例の合憲性が争われた。判決では、条例は成人向け映画館の特定地区における副次的効果(second effect)に向けられており、内容中立的な時・場所・方法の制限であるとした。すなわち、犯罪防止、小売商の保護、財産価値の維持、地区・地域・生活品位の保護などの必要性は映画館設置の副次的効果に向けられたものであるとした。これに反し、ルーデューン裁判の被告は、(一)無制限なボルノ閲覧が(周囲の女性へ嫌悪的な)性的敵対環境を創出するという副次的効果、また、(二)わいせつや幼児ポルノにおける違法行為、青少年法の違反行為、を助長するという副次的効果という2つの副次的効果の存在に着目した。そして、フィルターはこれら副次的効果に向けられた内容中立的な制限であると主張した。

この被告の主張にもかかわらず、プリンケマ裁判官は内容を基準とした制限であると認定した。被告による(一)の性的敵対環境生成という副次的効果の主張に対しては、レントン判決に引き続き下された連邦最高裁判所ブーズ判決を理由

として却下した。ブーズ判決は聞き手の反応に焦点を当てた制限は、レントン判決における「副次的効果」とは異なるとしており、性的敵対環境の創出とは、正に特定の種類の言論に対する女性の反応に焦点を当てている以上、ルーデューン判決では副次的効果とは異なり、内容中立的とはいえないとした。(二)の違法・違反行為の助長という副次的効果の主張については、副次的効果というよりもむしろ、直接的に言論内容それ自体へ焦点をあてるものといえ、やはり副次的効果とされないとプリンケマ裁判官は解した。結局ポリシーは内容を基準とした規制に該当し、厳格な審査基準が適用されたとした。

フィルターを内容基準の規制であるとしたルーデューン判決は、フィルターの技術的特性からみても妥当であると思われる。フィルターソフトは情報の流れを水門のごとく制御する制御器部分と、水門の開度判断にあたる判断器部分に分けられる。<sup>46</sup> "brast" などの単語で判断するキーワード方式の場合、判断器への入力はホームページ内容であり、出力は制御器部分へ渡される制御情報である。判断器はホームページの内容を基準にして条件分岐を行う。したがって、キーワード方式の場合は、内容を基準とした価値判断をコンピュータが機械的に行っているものといえる。

また、ある表現を評価する、そして受け手に対してこれが

適切かどうかを判断する作業は、極めて複雑、微妙、主観的、そしていろいろな要素を秤にかけなければいけないプロセスであり、一つのソフトウェアで個人による判断に取って代わることは決してない<sup>16)</sup>。将来、人工知能技術が仮に現在よりも飛躍的に進歩を遂げたとしても、このような判断を正確に行うことまでは期待できない。

事前に格付け情報を用意するデータベース方式では、判断器への入力は、すでに人間により判断された格付け情報であり、コンピュータ自身が内容を基準とした判断を行っているわけではない。しかし、格付け情報の作成自体が言論内容に焦点をあてたものである。格付け作業とは、オペレーターがホームページの内容を閲覧し、個人の主観によりわいせつ性その他を判断する作業だからである。透明性を欠く格付け作業の適正・公正が争われている以上、やはり内容と無関係の内容内容中立規制であるとはいえない。

## 第2節 パブリックフォーラム

ルーデューン判決は、限定パブリックフォーラム論を展開することで、厳格な審査基準を図書館に適用した<sup>17)</sup>。

合衆国最高裁判所は、政府の所有する公有地の利用に関する分析枠組みとして、フォーラムの三つの区分を確認した<sup>18)</sup>。

第一は集会や言論の場として事実上長らく使用されてきたか、政府の法令により使用されてきた場所である伝統的なパブリック・フォーラムであり、道路、歩道、公園などがその例としてあげられる。第一修正の権利を具体的に保障するため、伝統的なパブリックフォーラムにおける表現活動は権利として承認され、明白な政府利益に厳格に適合することが要求される。第二は、公衆の表現の場として政府が創設したもしくは限定された目的のため創設された限定パブリックフォーラム (limited public forum) であり、教育委員会の会議や自治体の劇場などがあてはまる。第三は、パブリックフォーラムではない場所であり、官庁の建物や教師の郵便箱などである。

公立図書館がいずれのカテゴリに属するかについて検討を行ったのは、第三巡回区連邦控訴裁判所のクライマー判決<sup>19)</sup>が唯一の裁判例である。モリスタウン公立図書館が「悪臭」「監視」をはじめとする違反行為を理由に、ホームレスの利用者リチャード・クライマーを図書館から締め出した。クライマーは情報へのアクセスという憲法上の権利に反して図書館から締め出されたと主張した。連邦地裁では公立図書館は本質的、伝統的なパブリックフォーラムであり、利用の難易は民主主義制度の根幹にかかわるとし、規則は文面上過度に広範であるとされた。これに対し、控訴裁判所判決は公立図書館



を伝統的パブリックフォーラムではなく、制限パブリックフォーラムであると判断した。図書館は道路、歩道、公園とは大きく異なり、静かで平穏な場ではなく、当然ながら演説をはじめ第一修正の最も伝統的な表現活動は許されないからである。そして、クライマー判決では、(一) 政府目的、(二) 使用範囲、(三) フォーラムの性質と当該表現行為との両立性、という三つの要件をあげ、公立図書館が制限パブリックフォーラムであることを認定した。

ルーデューン裁判でも図書館を伝統的パブリックフォーラムとは認定しなかった。すべての方式にとつての表現活動の場として公衆へ開かれているわけではなく、また、伝統的にもパブリックフォーラムではないことが理由である。そして、問題は制限パブリックフォーラムといえるか否かであるとした。原告・訴訟参加人が主張したのは図書館が限定パブリックフォーラムであり、内容を基準とした規制は厳格な審査の対象となることである。これに対し、被告が主張したのは、図書館は非パブリックフォーラムであり、中間的な審査基準が採用され、重要な政府利益との間に合理的関連性の存在で足りることであった。

判決は、クライマー判決にならない、三つの要件の該当性を検討した。(一) 政府目的は、図書館設置にあたってなされた議決を参照すると、多様な意見の提供という目的であり、

(二) 使用範囲については、図書館は一般公衆へ開放され、自らの裁量の自己制限さえも行っているため、自由裁量を有するものではないとした。さらに、(三) フォーラムの性質からして、当該表現行為と両立するかという点については、確かに、演説や集会などの表現行為と図書館の性質とは両立しないが、インターネットの閲覧とは両立するとした。三つの要件を具備する以上、制限パブリックフォーラムであると認定され、したがって、厳格な審査基準による審査の適用により、正当な州利益獲得のために不可欠であるか、その目的達成のために厳格に適合するかという審査が必要である。

### 第3節 ポリシーの合憲性

被告は、仮に厳格な審査が妥当でも、ボルノ閲覧の最小化、性的敵対環境生成の回避という二つの政府利益を達成するもつとも制限的でない手段であるため、ポリシーは合憲であると主張した。これについて判決は、(一) 主張される利益はやむにやまれぬものか、(二) 制限はそれらの利益を達成するのに必要か、(三) 制限が利益達成に必要な最小限か、という三つの審査をなし、(一) については当然に認めつつ、(二) (三) については否定した。

判決が(二)を否定したのは、必要性についての証拠を被

告が示せなかつたからである。必要性の証拠を吟味するにあたり、判決は次の証明が必要であると示した。第一に、ポリシーが存在しない場合の性的嫌悪環境の存在証明、幼児ポルノやわいせつページ閲覧者の存在証明、未成年者に違法なホームページへの未成年者閲覧の存在証明である。第二に、提示した害悪が現実存在し、単に推測ではないことの証明、さらに、規制が実際にこれらの害悪を軽減することの直接的・物理的方法による証明を要する。そして、これらの証明義務を負うのは被告であるとした。その理由は表現の自由を促進する利益は、民主社会においては、検閲がもつ不確実な利益についてのいかなる理論よりも優越するからである。

これを受け、被告は他のヴァージニア図書館が受けた苦情を示した。ポルノ画像であると思われる画像を少年がインターネットをつかって閲覧するのを目撃したという苦情である。しかし、原告の鑑定人はこれに反対した。インターネット使用に伴うセクシャルハラスメント申立の有無の情報を求め、全米の数千もの図書館員へ電子メールを送ったものの、三人の軽微な経験を発見できただけで、ひとつたりとも重大な返答が送られてこなかつたと供述した。この鑑定により、ポリシーがセクシャルハラスメントを防止したり、わいせつや幼児ポルノへの閲覧を防止したりするために必要不可欠であることを証明する苦情は、国中どこにも存在しないと解するし

かないと認定された。

厳格な審査についての三要件のうち、(三) 制限が利益達成に最小限か否かという点については、さらに詳細な検討が必要であるとし、(a) より制限的でない手段が入手可能であるかどうか、(b) ポリシーが広範囲を対象を含めすぎるか否か、(c) *strictly* が最も制限的でないフィルターソフトか、という検討をさらに行った。

第1項 (a) より制限的でない手段が入手可能であるかどうか

被告の主張はフィルターの代替手段は、インターネット利用をときたま観察する義務を図書館職員に課すという、フィルター利用よりもさらに押しつけがましい手段しか存在しないというものであった。これに応答し、原告と訴訟代理人は、望ましい使用法のポリシーへの明記、プライバシースクリーンの使用、成人が使用する場合のフィルター機能停止、インターネット端末の場所移動、インターネット使用法の利用者教育、使用時間の限定、違反が起きた場合の刑法適用を代替手段とした。

判決は、性的敵対環境出現を防止するにはプライバシースクリーンの使用という、より制限的でない手段が存在するし、

また、確かに職員に觀察義務を課すことはポリシー全体の趣旨に反するが、少なくとも、不適当な閲覧をみかけたら中止を求める責任があり、図書館利用権の剥奪や刑事告発の道もあるとした。そして、成人がコンピュータを使用する場合にフィルターを切り離すことができることも認定した。これは、連邦最高裁判所セーブル判決<sup>50</sup>を参考にしている。セーブル判決では、たとえ下品な電話メッセージから子供を護れる手段が完全禁止のみであっても、未成年者への害悪を理由に、コミュニケーションの完全禁止をなすことを政府は正当化しえないと判示した。

もつとも、これらの代替手段が実施された場合に当然合憲であるわけではない。たとえば、利用権剥奪や刑事告訴は事後規制であるため、事前規制よりも制限的ではないものの、単に閲覧中止を求めるよりも強度の制限である。したがって、裁量は限定される。この裁量については、図書館のインターネット管理権一般を左右するものであり、別途検討が必要となるろう。

また、利用者本人にのみ画像が見えるため、確かに、プライバシースクリーン<sup>51</sup>の使用は周囲の女性に対する性的敵環境の出現を低下させるが、図書館でポルノを閲覧することを思いとどまらせる効果を有しないばかりか、かえって助長することにもなる。さらに、次の利用者を驚かせるために、ポ

ルノ画像を表示させたまま立ち去るいたずらまでも考えられる。ポルノ閲覧を減少させようとするポリシーの目的に反する恐れがある。

## 第2項 (b) ポリシーが広範囲を対象を含めすぎるか 否か

制約目的に対する制約対象の広範性、特にここでは、未成年者保護という目的を達成するために成人の権利を制約することの広範性が問われる。

未成年者保護と成人の言論の自由との関係については、多くの連邦最高裁判所判例が存在する。バトラー判決<sup>52</sup>では、成人向け物品の販売を未成年保護目的で禁止した法律を、成人に子供向けの読み物以外読ませないことに等しいとして、過度に広範であるとした。リノ裁判で違憲となった刑罰は、未成年者に有害であると判定されたインターネットデータの提供に向けられていた。より制限的でない他の手段がある場合は成人の言論に義務を課すことは容認できないとされた。リノ判決でも引用されたデンバー電話公社判決<sup>53</sup>では、政府は子供に合わせるためだけに成人人口を減少させてはならないことを述べており、ボルガー判決<sup>54</sup>では、子供の保護についての政府利益の強度に関係なく、郵便受けに到達する論説の水

準を公園の砂場にふさわしい水準に制限することはできないとしたのが興味深い。

ルーデューン判決では、成人の権利を過度に広範に制約することを認めた。フィルターより制限的でない他に代わる手段が存在することが理由とされた。

### 第3項 (c) X-Soft が最も制限的でないフィルターソフトか

ルーデューン判決では、ポリシーは文面上過度に広範な上、ポリシー適用範囲の合憲限定解釈による治癒も不可能であり、さらに明確な基準を証明する資料も存在しないので、文面上違憲であるため、この議論は争訟性を欠くとした。

ただし、争訟性の欠如という理由を額面どおり受け止めるべきではない。ここまでは、プリンケマ裁判官は数々の論点に丁寧に回答を与えてきている。たとえば、一つの要件が欠けることだけで違憲理由となりうる場合でも、すべての要件について該当性を欠く理由を述べる。したがって、ここでも本来であれば、具体的理由を詳細に検討するはずであるところ、争訟性の議論で終わらせた。つまり、多数のソフトウェア内容と比較することは無意味であり、およそフィルターソフトはすべて違憲であるというプリンケマ裁判官の強い意思を映

し出したと解することも不可能ではない。

### 第4項 事前抑制

ルーデューン裁判で判決の最後に考慮したのは、言論に対する事前抑制である。

言論の事前抑制禁止は合衆国最高裁判所によれば、第一修正で定める言論の自由を保障する本質的な構成要素であり、憲法上保護される言論の許可決定について自由裁量を政府職員に与えることは、保護されている言論への漠然とした抑制および萎縮効果という受け入れがたい危険を生じさせる。たとえ憲法上保護を受けない言論であっても、必要にして十分な基準と適正手続きの保障なしには、行政上の決定により検閲を受けることは<sup>57</sup>ない。また、法域内のすべての言論を制限する場合に限られない。いったん萎縮効果が生ずると、適切な場所における言論の行使までも人は行おうとしなくなるからである。<sup>58</sup>

ルーデューン判決では、まず、「必要にして十分な」基準の有無を検討した。ルーデューン図書館理事会の定めたポリシーは、幼児ポルノ、わいせつデータ、青少年に有害であると判定されたデータについて幅広い条項を規定するだけであ

り、いったい何がこの広い分類に該当するかについて図書館職員が判断する助けにならず、適正性を後日再検討できる基準ではないとした。判決で問題にしたのは、図書館とXboxの製造元であるログ・オン・データ社との関係である。当該ホームページのポリシー該当性判断は図書館自体が行っているわけではない。民間の業者であるログ・オン・データ社にホームページ妨害の最終決定が任されている。意思決定を下請けに出すようでは、憲法上の義務を免れることはできない。しかも、ログ・オン・データ社がいかなる基準で妨害を決定するかについて、図書館が知っているわけではなく、ログ・オン・データ社もポリシーの内容を一切関知していない。また、ログ・オン・データ社は妨害を決定するに際してわいせつについての法的な定義を一切参照していない。これらの理由によりルーデューン判決では、適正な基準の存在を否定した。

さらに、妨害解除手続きが事実上存在しているにもかかわらず、判決では適正手続保障の欠如を指摘した。ポリシーには行政上の異議申し立て審理の条項および手続き内容を含んでおらず、また、異議申し立て処理の完了期限を明示していない。仮に、妨害解除手続きが用意されており、図書館職員が憲法上保護されていないデータのみを確実に妨げることが可能だとしても、これは、非公式であり、体系的な手法や時

間制限が存在せず、解除請求者へ通知する条項も存在しない。また、ルーデューン裁判における申立への決定では、連邦最高裁判所ラモント判決を示している。ラモント裁判で違憲判決を下されたのは、特に受取人から要求されない限り、「共産主義の宣伝」を配達しないように郵便局長に命じる法律である。明らかに嫌われた言論へのアクセスであったとしても、政府に公然と請願することを市民に強制することの激しい抑制効果に着目すべきであるとされた。ルーデューン図書館職員には保護された言論へのアクセスを拒絶するにあたり、基準の存在しない裁量を与えられており、このラモント判決で問題となった制限よりも、フィルター妨害解除手続きがさらに抑制的なのは明らかであった。

結局、ルーデューン判決はポリシーを違憲な事前抑制であると解した。そして、ポリシー条項の可分性の有無については、事前抑制効果を有し、しかも、ポリシー中のフィルター条項は、ポリシー全体との関連を有し不可分であるため、たとえポリシーに可分性の条項があったとしても、ポリシー全体の法的効果が失われるとされた。

## 第6章 その他の問題点

ルーデューン裁判で注目されたのは第一修正に関連する問

題であったが、インターネットの特殊性と関連する訴訟法上の問題点も注目される。

インターネットは世界中を網の目のごとく結びつけるため、権利の主体となるのは、図書館利用者に限られない。フィリタリングにより情報を妨げられる者、たとえば、わいせつと判断されたホームページを掲載した者が考えられる。ルーデューン裁判では、「より安全なセックスページ」、「発禁本オンライン」、「ティーンエイジャーや若者のためのゲイ・レズビアンブックのページ」を掲載した者が訴訟参加した。ホームページ自体が訴訟主体となりうるかについては、個人でも法人でもないため、いったんは争われたものの、原告が訴訟代理人を立てることで、結論は見送られた。

インターネットの特徴を最も表す権利主体として、リンクを行った者がある。ホームページにはハイパーリンクと呼ばれる相互参照機能が存在し、ハイパーリンクをたどることで、ページを行き来することができる。リンク先のホームページがフィリタリングソフトウェアにより妨害される場合、リンク元ホームページ作成者の第一修正の権利が侵害されたといえるかについて、ルーデューン裁判で実際に問題となった。インターネット上のリンクに言論の自由への保護範囲が及ぶかについて判断した初のケースである。訴訟参加人オッカーブルームは、ホームページを被告により妨害された証拠が存

在しないことを認めつつも、なおリンクに着目し原告適格を有すると主張した。MDMA薬の歴史を説明する書籍である「Ecstasy」のホームページへの妨害が間接的に、ページへのリンクまでも妨害するとした。判決は、確かに成人向け書店の経営者が販売しようとした書籍への検閲を争うことができるように、当初は自分が発した言論でなくとも、十分な利益を証明できれば争える場合もあるとしつつも、インターネット上のいかなるサイトであってもリンクを張ることは容易である点を指摘した。憲法第一修正の権利への被害は時・所・人を問わず発生しうるとし、被害を受けた者すべての原告適格の主張を認めざるを得ないが、そのような結果は、伝統的な原告適格原則を軽視することとなる。このため、ジョン・オッカーブルームは原告適格を欠き、この訴訟から棄却されなければならぬと解した。

妨害を一旦受けた後に解除された者の訴えの利益もルーデューン裁判では争われた。訴訟参加人(原告)のページが一九九八年二月六日の時点でポリシーに反しないにも関わらず妨害されたことを被告は認めつつも、一九九八年五月までに被告は妨害を解除した。妨害すべき内容を含まない以上、原告が請求する権利救済が認められた場合に、救済可能な権利侵害が存在しないと被告は主張した。しかし、ルーデューン判決では被告の主張を認めなかった。ホームページの内容と

画像は頻繁に変化するものであり、また、ホームページの内容を異なる場所にあるサーバーコンピュータに転送することも容易である。Myloの製造元であるログ・オン・データ社が妨害基準を公開していない以上、たとえ以前に妨害解除したデータであったとしても、このような変化が再度の妨害を引き起こすことがありうる。再び将来妨げられるかもしれないという合理的な予想を原告が持つことは正当であるとした。

ルーデューン決定では、連邦通信品位法による免責についても触れられた。二三〇節<sup>(前)</sup>ではプロバイダやユーザーの免責を定めており、憲法上保護されているデータであったとしても、いかがわしいデータや過度に暴力的なデータを自発的に制限することにより責任を負うことはないとしている。被告は、上記の規定に基づいて、ポリシーの制定や実施については、訴訟から絶対的に免責されると主張した。しかし、決定では免責を認めなかった。二三〇節の趣旨は民間のコンテンツプロバイダが攻撃的データに対して自主規制することを奨励することにより、インターネット言論への国家からの規制を最小にすることにあり、国家による規制を正当化するために制定されたのではない。また、たとえ適用しうるとしても、本件は違憲宣言および差し止めを求めているので、不法行為に基づく民事責任の免責を定めた二三〇節を適用しえないとし

た。

## 第7章 結論

本稿では、連邦地裁違憲判決を題材にして、フィルターソフトを使用した図書館におけるインターネット規制の合憲性を検討してきた。これについて、連邦最高裁判所は、一貫して政府は言論内容に対する中立性を保たなければならないと判決してきた。たとえ、社会全体や個人の市民を怒らせるような表現、あるいは失礼な表現であっても言論の自由は保護される。この背景には治癒そのものが疾病よりも悪であるという社会的合意が存在している。ルーデューン判決はこの社会的合意に反することなく果敢に違憲判決を初めて下したものであり、評価に値する。この判決は、フィルターに関わる興味深い多数の論点を提示しており、今後の議論の発展に第一歩を記すものとして、地裁判決ではあるが、将来にわたってもその重要性を失うものではない。

ただし、私自身がフィルターソフトに対していかなる立場をとるかを決定するには、ルーデューン判決の内容だけでは素材不足である。フィルターソフトについての研究を始めた当初は問題点が少ないように思えたが、研究を進めるにつれ

て、私自身解決しなければならぬ問題を多く抱えることとなった。あるいは、図書館における知的自由について非常に強く興味を抱いたと述べるべきかもしれない。図書館学と法学とが交わることが少なかつたためでもあるが、表現の自由とつての図書館の意義が知られることもあまりなかつた。日本の公共図書館の十倍以上の数があるアメリカ公共図書館では長年にわたり、図書館と検閲についての議論を深めてきた。公共図書館の蔵書構成をめぐり、長年にわたり多くの政治的圧力が図書館に加えられてきており、アメリカ図書館協会は制限パブリックフォーラム論により、これに対抗してきたのである。図書館という場が興味深いのは、第一に、利用者の知的自由を促進する場であるという点、第二に、知的自由を擁護するために図書館は偏ることなく可及的に多様な見解を利用者に提供することが目指されている点、第三に、無料原則により経済的弱者にとつて重要な場である、すなわち、図書館以外の代替経路が弱者に存在しない点、第四に、国が言論活動を助成する場、いわば、金を出す者は口も出せる場である点である。これらについては、今後さらに研究を進めていく。

また、ルーデューン裁判では解決されなかつた点として、フィルターソフトより制限的でない他の手段の合憲性がある。図書館においてフィルターソフトを用いることが違憲で

あるとしても、それにより直ちに図書館でボルノをみることに許可されるわけではない。利用資格の剥奪など、事後的な制裁が加えられるが、図書館が制限パブリックフォーラムとしての特殊な場であるならば、一定限度の制約が考えられよう。そして、未成年者自体の権利侵害性も問題とならう。ルーデューン裁判では大人の権利のみが問題となつた。さらに、公立図書館以外におけるフィルター導入の可否も問題となる。今後、公的施設や大学・公立学校などの公的教育機関へのインターネット端末導入は増加していくであらう。仮に、フィルターが合理性を大幅に欠くのであれば、緩やかな審査基準をも通過できない可能性がある。大学でのフィルターリングは学問の自由 (academic freedom) に抵触することも考えられる。大学は教育機関である点は公立学校に類似し、子供の場ではないという点では公立図書館に類似する点があるが、基本的には研究機関である。さらに、私企業であっても、労働契約に反する場合もある。

以上のように課題は多いものの、現状では図書館の職責とフィルターソフトの関係について限定すれば、次の立場に立脚したい。すなわち、図書館はその知的自由を擁護する職責に基づき、いかなる書籍を提供するかについて、内容に基づく判断を行つてきた。このような判断が許されるのは、図書館としてのプロフェSSIONナルな判断に基づいている点が影



響している<sup>64)</sup>。しかし、書籍と異なりインターネットは巨大かつ動的である。個別的な購入・貸し出しという概念が妥当せず、インターネットを導入することは、インターネット上の情報すべてを購入することと同じである。このため、情報を排除する性質も変化した。無数の中から有数を選ぶのではなく、無数の中から無数を選ぶことが必要とされる。つまり、世の中には無数のボルノ書籍が存在するが、具体的書籍について図書館が購入しないことは容易であるのに対し、世の中のボルノの名前をすべて図書館が列挙することは困難である。このため、図書館は自ら判断することを放棄し、不完全な機械であるコンピュータに判断を委託したり（キーワード方式）、私企業の素人的判断に全面的に委ねる（データベース方式）ことになった。しかし、これでは図書館としてのプロフェッショナルな判断を放棄することにつながる。したがって、知的自由を擁護する職責に基づき、内容に基づく判断を行う前提が崩れる。

以上は未だ仮説の域を越えていないし、粗雑な議論でもある。今後、さらに研究をすすめていきたい。

## 注

(一) Loudoun を本稿ではルーデューンと表記する。

(二) Mainstream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun

County Library, 24 F. Supp.2d 552 (E. D. Va. 1998).

(http://www. techlawjournal. com courts loudoun/81123. op. htm [2000年6月8日] \*474)

http://www. aclu. org/court/loudounvboard. dec. html [2000年

6月19日] 公開審判前の異議申立に対応した決定である Main-

stream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun County Li-

brary, 2 F. Supp. 2d 783 (E. D. Va. 1998)

(http://www. techlawjournal. com/courtsloudoun/80407 mem.

htm [2000年6月8日]) が存在することに注意。以降、前者につ

いては判決、後者については決定と表記する。両者はインターネット

ト上から手に入れることができる。なお、ルーデューン裁判関連の

情報源として Tech Law Journal

(http://www. techlawjournal. com/courts/loudoun/Default. htm

[2000年6月7日])

(三) 図書館におけるフィルターソフト問題について最も詳しい文献と

して、川崎良孝「高嶽裕樹『図書館・インターネット・知的自由』

(京都大学図書館情報学研究會、二〇〇〇年)。同書は第五章を川

崎良孝「フィルターソフトとアメリカ図書館協会」図書館界51巻3

号(一九九九年)一二六一―三九頁から、第七章を川崎良孝「フィ

ルターソフトとアメリカ公立図書館」図書館界51巻5号(二〇〇〇

年)三五三―三六六頁から転載したものである。第七章ではルー

デューン事件について直接論じている。なお、前田稔「『新刊紹介』

『図書館・インターネット・知的自由』図書館界52巻3号(二〇

〇〇年) 一六一頁。

- (4) フィルタリングソフトウェア (filtering software) 、サイトブロック  
 キングソフトウェア (site blocking software) 、コンテンツフィル  
 ター (contents filtering) 、スクリーニング (screening) 、マスキ  
 ニング (masking) なども呼ばれる。マスキニングは「一定の  
 基準で図書館員が図書に「要注意」のマスキルを貼り付ける」に出  
 来する。また、本来は格付けを意味するレーティング (rating) も  
 広義では含まれる。本稿では前掲しにない、フィルターソフトで  
 統一する。なお、フィルターという言葉自体は電気通信分野にお  
 いても多義的である点に注意すべきである。電子工学では、一定周  
 波数をカットするコンデンサーのことが通常連想され、ネットワー  
 ク管理技術では、セキュリティ対策やトラフィック増加防止のため  
 に、中継機であるルータやブリッジを通過する情報パケットを識別  
 する技術をも意味する。
- (5) Policy on Internet Sexual Harrassment Loudoun County Pub-  
 lic Library ([http://www.techlawjournal.com/courts/loudoun/  
 71020.pol.htm](http://www.techlawjournal.com/courts/loudoun/71020.pol.htm) [2000年6月7日])
- (6) ホームページとは正確には接続したときに最初に表示される画面  
 のことであり、本来はサイト (site) 、あるいはウェブ (web) と表  
 記すべきかもしれない。しかし、サイトやウェブのことを日本の一  
 般用法では、ホームページと呼ぶことが多いため、以下すべてホー  
 ムページと表記した。
- (7) ルーデューン決定および判決全体を簡潔に紹介している文献とし  
 て *George, Censoring Internet Access at Public Libraries: First*  
*Amendment Restrictions*, 5 B. U. J. SCI. & TECH. L. 11 (1999).  
 44-45. Nowak, *the First Amendment Implications of Placing*  
*Blocking Software on Public Library Computers*, 45 WAYNE L.  
 REV. 327 (1999).
- (8) Loudoun County Public Library Internet Use Policy  
 (<http://www.techlawjournal.com/censor/19981201.pol.htm>  
 [2000年6月7日])
- (9) *ニースマン v. Ode, Federal Judge Overturns Loudoun*  
*Filter Policy*, Libr. J. 12 (1999 JAN).
- (10) プライバシースクリーンはコンピュータ表示装置の表示面を覆う  
 後付け部品であり、表示装置正面の利用者のみに内容が可視的にな  
 り、正面から一定角度を越える者には表示内容が不可視になる。
- (11) "Loudoun Library Board Decides Not to Appeal Filtering  
 Decision" ([http://www.techlawjournal.com/censor/19990421.  
 hm](http://www.techlawjournal.com/censor/19990421.htm) [2000年6月7日])
- (12) フィルタリングソフトの多くは米国で開発されたものであるが、Cyber  
 Patrol, CYBERsitterをはじめとする、いくつかのソフトウェアは  
 日本語化され日本で発売されている。フィルターソフト上で設定で  
 きる妨害カテゴリとして AD GUARD というソフトウェアでは次の  
 ように一五項目に分類している。ポルノ、キャンブル・懸賞・暴力・  
 ドラッグ、オカルト、ゲーム、出会い、ショッピング、リクルート、  
 趣味・スポーツ、旅行・不動産、エンターテイメント、宗教、チャッ  
 ト・掲示板・芸術・文学。 ([http://www.igs-j.com/ADGUARD/  
 block.html](http://www.igs-j.com/ADGUARD/block.html) [2000年6月7日])

(13) いかなる例があるかはACLUのホームページが詳しい。また、このホームページはフィルタリングの危険性を簡単に解説している。"ACLU White Paper: Censorship in a Box" (<http://www.aclu.org/issues/cyber/box.html> [2000年6月7日])ただし、妨害例についての出典は明記されていない。詩人 Anne Sexton "Super Bowl XXX (30) が妨害された例" (J. P. Strossen, *Should Cyberspace Be A Free Speech Zone?; Filters, "Family Friendless," And The First Amendment*, 15 N. Y. L. SCH. J. HUM. RTS. 1, 19 (1998)). フィルタリングを比較する記事 Wash. Post, Jan. 30, 1998 at 37を参照しているが、本稿では確認できていない。新聞記事以外の資料を今後さらに調査する必要がある。

(14) ホワイトハウスホームページがフィルタリングにより妨害された例として Laundry, *Screening for Legal Pitfalls*, 3 CYBER. LAW. 25 (1999). カップル (couple・夫妻) という単語に反応してクリントン大統領夫妻に関するページが妨げられた。この記事は、フィルタリングの技術的問題点についても詳しい。

(15) プロバイダとはインターネット接続サービスを提供する会社である。単なる接続の他に電子メールや個人のホームページ開設などの付加サービスも提供する。NSP (Network Service Provider), ISP (Internet Service Provider), 接続業者なども含む。

(16) ラベルビューロサーバーと呼ばれるサーバー上に、格付け情報を蓄積したデータベースとして実現される。ラベルビューロサーバーは端末からの格付け要求に応答し、格付け情報を端末に送信する。データベース全体をソフトウェア開発会社が購入者に配布する方式

もある。困分明男「清水昇、「インターネットにおけるコンテンツ・レイティングとフィルタリング」 情報処理40巻1号(一九九九年) 58頁。

(17) 格付けのことをレイティング (rating) と呼ぶ。ラベリング (labeling) を格付けの意味で用いることもある。

(18) この見解によると、ホームページを公開しようとする者はすべて事前にプロバイダによる格付け審査を受けることになる。Tarnan, *The Internet Dilemma: The Virtual Censors Governmental Control of Juvenile Access to the Internet*, 19 J. JUV. L. 421, 435 (1998). ただし、内容中立規制であったとしても、合憲性は疑わしい。

(19) <http://www.w3.org/PICS> [2000年6月7日]

(20) <http://www.icra.org/> [2000年6月7日]

(21) マイクロソフト社の閲覧ソフトである Internet Explorer には PICS 対応のフィルタリング機能が搭載されている。フィルタリングを実際に体験するのは簡単である。Windows 版 Internet Explorer 5 の場合、ツール・インターネットオプション・コンテンツの順にメニューを開き、コンテンツアドバイザーを有効にし、必要な設定を行うことでフィルターを設定できる。RSACI 基準のなかから次のレベルを選ぶことができる。セックス (なし)、情熱的なキス・着衣のままの性的接触・性的接触の不鮮明な描写・性行為の鮮明な描写 (ストード) なし・露出的な服装・部分的な露出・全裸の描写・刺激的な全裸 (言葉 (不快感を与えない俗語・穏やかな悪口・悪口・性的なジェスチャー・不快感を与える露骨な表現)、暴力 (すべ

- ての暴力を制限・傷害・殺人・流血を伴う殺人・残忍で過激な暴力)。なお、立山教授はマイクロソフト社のビル・ゲイツがリノ遠慮判決に対して歓迎するとしつつ、同時に、フィルタリング機能を自社製品に実装することを推進するステートメントを公表した矛盾を指摘している。立山紘毅「インターネットにおける経済的自由権と精神の自由権——アメリカにおける問題状況を契機として」ジェリスト1150号(有斐閣 一九九九年) 88頁
- (22) 公共図書館内のチャット行為におけるフィルタソフトによる少年保護の必要性について Keller, *the Constitutionality of Protecting Minors From Harmful Internet Material in Public Libraries*, 30 ST. MARYS L. J. 549, 550, 564 (1999). 匿名を特徴とするインターネット上では、年齢や性別をチャットルーム内で偽ることが容易であり、図書館におけるチャットが未成年者誘拐の原因となる危険を指摘している。自発的な有害ホームページ閲覧を妨げるだけではなく、第三者からの積極的侵害からの保護という要請が必要とされる。また、有害画像の閲覧に比して、チャットは文字によるコミュニケーションであるため、監視も行き届きにくい。
- (23) Wagner, *Filters and the First Amendment*, 83 MINN. L. REV. 755 (1999).
- (24) 各国の様々な形態でのインターネット規制について Staiman, *SHIELDING INTERNET USERS FROM UNDESIRABLE CONTENT: THE ADVANTAGES OF A PICS BASED RATING SYSTEM*, 20 Fordham Int'l L. J. 866, 890 (1997). 紹介されている国は、ドイツ、フランス、イギリス、ヨーロッパ連合(EU)、アメリカ合衆国、シンガポール、マレーシア、フィリピン、中華人民共和国、イスラエル、アラブ諸国である。また、EUによるPICSを利用したフィルタリングの推奨問題についても多く触れられている。
- (25) Reno v. ACLU, 521 U. S. 844 (1997).
- (26) Telecommunications Act of 1996, 47 U. S. C. § 230.
- (27) このことは、伝達の際に情報が分解・再構築されることからいえる。貨物船に到着した貨物が多くトラックに分けられ運ばれるように、情報はネットワークに入る前にいったん小さい単位(パケット)に分断され送られる。相手先に到着した後、再結合され、ひとつかたまりの情報となる。
- (28) 技術概念が難解なので、卑近な例ではあるが情報抑止を警察による自動車検問で比喩するならば、(三)の段階での抑止は一般道路での検問、それ以外は高速道路での検問により例えられよう。たとえば、東京から名古屋までの間で検察を行うにあたり、必ず東名高速道路が使用されるのであれば一箇所検問すれば足りるのに対して、一般道路まで含まれるとするとルートが無限に存在するために、検問を完全に行うことは困難である。
- (29) 中華人民共和国でのフィルタリング及び情報抑止について詳しく文献として Fair, *Regulations Restricting Internet Access: Attempted Repair of Rupture in Chinas Great Wall Restraining the Free Exchange of Ideas*, 6 PAC. RIM L. & POLY 361 (1997). 政府によるフィルターを迂回するために電子メールの添付ファイルを利用したり、携帯電話を使用する例もあるが、それまでも政府

により強く監視されている。また、他に参考になるものとして、米  
国國務省報告書『The Bureau of Democracy, Human Rights, and  
Labor, China Country Report on Humanrights Practices for  
1997

(1998) [http://www.svdc.org/files/china1997.html] [2000年  
6月19日] at “Arbitrary Interference with Privacy, Family,  
Home, Or Correspondence”, 44 “Lei, Economic Boom or  
Regulatory Ban? The Emergence of The Internet in Modern  
China, 22 RUTGERS L. REC. 6 (1997). 直接資料を確保できない  
いながら、ボルノページやウォール・ストリート・ジャーナル、ロ  
シントンポスト、エコノミスト、CNNなどの政治ページへの妨害  
が行われているらしい。なお、シンガポール政府による海外との間  
のフィルタリングについては Taylor III, *the Internet in China: Em-  
barking on the “Information Superhighway” With One Hand on  
the Wheel and the Other Hand on the Plug*, 15 DICK J. INTL L.  
621, 628 (1997).

(30) 川崎 前掲注 3 一六九頁

(31) ルーアーン図書館理事会の権限はヴァージニア州法に基づいてい  
る。 Va. Code Ann. 42.1-35.

(32) See Board of Education v. Pico, 457 U. S. 853 (1982). 公立高  
校・中学校の教育委員会が反アメリカ・反キリスト教・反ユタヤ・  
そして、単に下品であることを理由に学校図書館からある書籍を除  
去した。教育委員会は書籍により引き起こされるモラルへの危険か  
ら生徒を守る義務とモラルの義務があることを理由にこれを正当化

した。なお、判例紹介として、角替見「公立学校図書館の図書排除  
と第一修正の権利」芦部信喜 憲法訴訟研究会『アメリカ憲法判例』  
(有斐閣 一九九八年)一〇〇頁

(33) 相対多数意見とは多数意見 (majority opinion) に満たないがも  
とも多数の裁判官が同調した判決意見である。九人の裁判官の過半  
数つまり五人以上の意見が一致した場合に多数意見が形成される。  
相対多数意見には、公式には判例としての拘束力はなく。

(34) Vannorman, *Comment and Note: the Library Internet Fil-  
ter: on the Computer or in the Child?*, 11 REGENT U. L. REV.  
425, 437 (1998).

(35) Reno v. ACLU 前掲注 25

(36) U. S. CONST. Amend. I.

(37) First Nat'l Bank of Boston v. Bellotti, 435 U. S. 765 (1978) ;  
Kleindienst v. Mandel, 408 U. S. 753 (1972) ; Stanley v. Georgia,  
394 U. S. 557 (1969).

(38) Brandenburg v. Ohio, 395 U. S. 444 (1969).

(39) New York v. Ferber, 458 U. S. 747 (1982).

(40) Terminiello v. City of Chicago, 337 U. S. 1 (1949).

(41) Miller v. California, 413 U. S. 15 (1973).

(42) L. H. Tribe, *American Constitutional Law*, 789 (2d ed. 1988).

(43) Widmar v. Vincent, 454 U. S. 263 (1981).

(44) City of Renton v. Playtime Theatres, Inc., 475 U. S. 41.

(45) Boos v. Barry, 485 U. S. 312.

(46) 参考 情報通信学会フォーラム「インターネットと表現の自由」

情報通信学会誌17巻の号(二〇〇〇年)。

- (47) パブリックフォーラム論をいかに public discourse/managerial domain, conduct rules/decision rules の分類により分析したものか) Kline, *Public Libraries: Mainstream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun County Library*, 14 BERKELEY TECH. L. J. 347. 各号「パブリックフォーラム論」について紙巻雑下「パブリックフォーラム」公法研究五〇号(一九八八年)一〇三頁。
- (48) Perry Education Association v. Perry Local Educators Association, 460 U. S. 37 (1983).
- (49) Richard R. Kreimer v. Bureau of Police for the Town of Morristown, 958 F. 2d (1992).
- (50) Sable Communications of Calif., Inc. v. FCC, 492 U. S. 115.
- (51) Warren, *Future: Filtering Sexual Material on the Internet: Public Libraries Surf the Legal Morass*, 73 Fla. BAR. 52, 55 (1999).
- (52) Butler v. Michigan, 352 U. S. 380 (1957).
- (53) Denver Area Telecomm. Consortium v. FCC, 518 U. S. 727 (1996).
- (54) Bolger v. Youngs Drug Products Corp., 463 U. S. 60 (1983).
- (55) Freedman v. Maryland, 380 U. S. 51 (1965).
- (56) Baltimore Boulevard, Inc. v. Prince George's County, 58 F. 3d 988 (4th Cir. 1995).
- (57) Southeastern Promotions, Ltd. v. Conrad, 420 U. S. 546 (1975).
- (58) Schneider v. New Jersey, 308 U. S. 147 (1939).
- (59) このホームページを妨げるかをソフトウェアメーカーが一方的に決められなければ)をホリシーに明記すべきであるとする見解がある。Warren 前掲注157頁
- (60) Lamont v. Postmaster General, 381 U. S. 301 (1965). 前掲注28。
- (61) 47 U. S. C. § 230. 230節に「フリップ Friedman, *Limiting Tort Liability for Online Third Party Content Under Section 230 of the Communications Act*, 52 FED. COMM. L. J. 647(2000). 各号「プロバイダの責任やれ自体について」鈴木秀美 『ドメイン・マルチメディア法におけるプロバイダの責任』法的規制と自主規制』広島法學三三巻二号(一九九九年)一二七頁。
- (62) マネージメント州裁判所の下す判決は保守的であるといわれており、その意味でも本判決の意義は大きい。
- (63) 公立学校でのフィルタリングソフト使用に「フリップ」 Kubota, *Public School Usage of Internet Filtering Software: Book Banning Reinvented?*, 17 LOY. L. A. ENT. L. J. 687 (1997). インターネットには生徒に教育上不適當な情報が多(これも確かであるが、予期できない多くの情報から生徒が独立的・自発的に選択を行う能力を養う効果を軽視すべきではなく、各々の教育機関が強く関与した形式で格付けリストを作成することでフィルタリングソフトの合憲性を維持すべきだとしている。なお、学校におけるフィルタリングを強制する法律(案) (Internet School Filtering Act) 「フリップ」 Newell, *The Internet School Filtering Act: The Next Possible Challenge*

*in the Development of Free Speech and The Internet*, 28 J. L. & Educ. 129 (1999). また、日本の学校教育におけるフィルタリングを含む有害情報対策について、大塚敏夫「児童・生徒とインターネット利用」有害情報対策を中心に」現代の図書館37巻2号（一九九九年）一〇四頁。

- (64) 国家による言論の助成と内容に基づく判断について 蟻川恒正  
『国家と文化』岩波講座・現代の法1『現代国家と法』（岩波書店、一九九七年）一九一頁。